

平成 18 年 5 月 1 日

各 位

キューサイ株式会社
福岡市中央区草香江一丁目7番16号
代表取締役社長 長谷川 常雄
(コード番号:2596 東証第二部・福証)
取締役管理本部長 原田 晋吾
TEL 092 - 724 - 0179

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 19 日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」を平成 18 年 5 月 26 日開催予定の第 41 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加し所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告すべき事項の周知性の向上および公告方法の合理化を図るため、変更案第 5 条の公告方法を電子公告として定め、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) 機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、当会社の発行する株式の総数を 130,668,840 株に変更するものであります。
- (4) 社外取締役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分発揮できるようにするとともに、有用な人材の招聘を容易にすることが可能となるようにするため、変更案第 29 条第 2 項の定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額に関する規定を削除する変更を行うものであります。なお、同規定の変更につきましては監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (5) 取締役会および監査役会の運営をより機動的に行うため、変更案第 24 条第 2 項および変更案第 33 条第 2 項を規定するものであります。
- (6) 平成 18 年 5 月 1 日に「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)がそれぞれ施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社法第 370 条により、取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会運営の効率化を図り、機動的な経営が可能となるように、変更案第 26 条を新設するものであります。

会社法第 427 条第 1 項により、社外監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分発揮できるようにするとともに、社外監査役として有用な人材の招聘を容易にすることが可能となるように、変更案第 37 条第 2 項を新設するものであります。

単元未満株式を保有する株主の権利を明確化するため、変更案第 10 条を新設するものであります。

会社法施行規則第94条第1項、同規則133条第3項、会社計算規則第161条第4項、同規則第162条第4項の規定により、定款に定めることによって株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、変更案第17条を新設するものであります。

株主総会の適正かつ円滑な運営のため、会社法第310条第1項の規定による代理人による議決権の行使について、代理人の数を変更案第19条第1項に規定するものであります。

その他、会社法施行に伴い不要となる条文を削除するとともに、会社法の規定に合わせ、必要な文言の変更を行うものであります。

なお、会社法が施行されたことに伴い、現行定款第26条第1項および第35条に定める、取締役会の決議をもって、取締役および監査役それぞれの責任を法令の限度において免除することができる旨を、変更定款案第29条第1項および第37条第1項のとおり変更いたしますが、同第29条第1項および第37条第1項には、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行前に生じた取締役および監査役の責任についても取締役会の決議によって免除することができるという趣旨が含まれるものです。

(7) その他、条文の新設、削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線を付した部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的)</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 惣菜類、菓子類、その他食料品の加工および販売</p> <p>2. 清涼飲料水の製造および販売</p> <p>3. 上記各号の製品販売に使用するフリーザー、厨房用電気機器、自動販売機、その他機器の賃貸および販売</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4. 種苗、肥料および農業用機械器具の研究開発および販売</p> <p>5. 上記各号物品の輸出および輸入</p> <p>6. 食品の安全および栄養成分に関する物質の分析および情報の提供</p> <p>7. 遺伝子組替技術を活用した食品の安全分析および情報の提供</p> <p>(新設)</p> <p>8. 一般廃棄物および産業廃棄物収集、処理業並びに関連する機器の賃貸および販売</p> <p>9. 石鹼類、洗剤類および化粧品品の販売</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 惣菜類、菓子類、その他食料品の加工および販売</p> <p>2. 清涼飲料水の製造および販売</p> <p>3. 上記各号の製品販売に使用するフリーザー、厨房用電気機器、自動販売機、その他機器の賃貸および販売</p> <p><u>4. 健康食品の製造および販売</u></p> <p><u>5. 前号に掲げる物品の原材料の加工および販売</u></p> <p><u>6. 健康機器、医薬部外品の製造および販売</u></p> <p><u>7. 通信販売業務</u></p> <p>8. 種苗、肥料および農業用機械器具の研究開発および販売</p> <p>9. 上記各号物品の輸出および輸入</p> <p>10. 食品の安全および栄養成分に関する物質の分析および情報の提供</p> <p>11. 遺伝子組替技術を活用した食品の安全分析および情報の提供</p> <p><u>12. ペットフードおよびペット用品の製造および販売</u></p> <p>13. 一般廃棄物および産業廃棄物収集、処理業並びに関連する機器の賃貸および販売</p> <p>14. 石鹼類、洗剤類および化粧品品の販売</p> <p>15. 衣料品の販売</p>

<p>10. 日用雑貨品の販売 11. 広告代理業 12. 飲食店の経営 13. 保健関係図書の企画および販売 (新設)</p> <p>14. 不動産の賃貸 15. 前各号に附帯関連する一切の事業 (新設)</p> <p>第4条(公告) 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当会社の<u>発行する株式の総数は、86,636,000株とする。但し、株式消却が行われた場合には、それに相当する株式数を減ずる。</u> (新設)</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条(1単元の株式の数) 当会社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 2 当会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (新設)</p>	<p>16. 日用雑貨品の販売 17. 広告代理業 18. 飲食店の経営 19. 保健関係図書の企画および販売 20. <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権の使用許諾</u> 21. 不動産の賃貸 22. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第4条(機 関) <u>当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条(公告方法) 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当会社の<u>発行可能株式総数は、130,668,840株とする。</u></p> <p>第7条(株券の発行) <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(自己の株式の取得) 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当会社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> 2 当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条(単元未満株式を有する株主の権利)</p>
--	---

<p>第8条（単元未満株式の買増し） <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>第9条（名義書換代理人） 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条（株式取扱規程） <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱および手数料については、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条（基準日） <u>当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条（招 集） <u>当社の定時株主総会は、毎決算日の翌日から3ヶ月</u></p>	<p><u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>（4）次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第11条（単元未満株式の買増し） 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第12条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第13条（株式取扱規程） <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条（招 集） <u>当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、</u></p>
---	--

<p>以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第 13 条 (招集権者および議長) 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 14 条 (決議方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>第 15 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を行使できる株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 (条文省略)</p> <p>第 16 条 (議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長並びに出席取締役がこれに記名捺印するものとする。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (取締役の員数) (条文省略)</p>	<p>臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第 15 条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。</p> <p>第 16 条 (招集権者および議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告書または監査報告書を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 18 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>第 19 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (取締役の員数) (現行どおり)</p>
---	--

<p>第 18 条（取締役の選任） （条文省略）</p> <p>2 <u>取締役の選任決議については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 （条文省略）</p> <p>第 19 条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 20 条（取締役会の招集および議長） 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第 21 条（代表取締役） <u>取締役社長は、当会社を代表する。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>第 22 条（役付取締役） <u>当会社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議をもって取締役相談役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第 21 条（取締役の選任） （現行どおり）</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>第 22 条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>（削除）</p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条（代表取締役および役付取締役） <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>（削除）</p>
--	---

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第 23 条 (取締役会議事録)</u> 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長並びに出席取締役および監査役がこれに記名捺印するものとする。</p> <p><u>第 24 条 (取締役会規程)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 25 条 (取締役の報酬および退職慰労金)</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p><u>第 26 条 (取締役の責任免除)</u> 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第 1 項第 5 号</u>の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第 1 項第 5 号の行為による損害賠償</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>500 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>第 27 条 (監査役の数)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 28 条 (監査役の選任)</u> (条文省略) 2 監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第 29 条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>第 26 条 (取締役会の決議の省略)</u> 当社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第 27 条 (取締役会規程)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 28 条 (報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 29 条 (取締役の責任免除)</u> 当社は、<u>会社法第 4 2 6 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第 4 2 3 条第 1 項</u>の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第 4 2 3 条第 1 項の責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>第 30 条 (監査役の数)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 31 条 (監査役の選任)</u> (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第 32 条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
---	---

<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 30 条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>第 31 条（常勤監査役） 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>第 32 条（監査役会議事録） 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印するものとする。</p> <p>第 33 条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 34 条（監査役の報酬および退職慰労金） 監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第 35 条（監査役の責任免除） 当社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 (新設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条（営業年度および決算期） 当社の営業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとし、その末日をもって決算期とする。</p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 33 条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第 34 条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (削除)</p> <p>第 35 条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 36 条（報酬等） 監査役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 37 条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 38 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。</p>
--	--

<p>第 37 条（利益配当金） <u>当社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿記載または記録の株主または登録質権者に対して支払う。</u> （新設）</p> <p>第 38 条（中間配当） <u>当社は、取締役会の決議により毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当（商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。）を行うことができる。</u></p> <p>第 39 条（配当金の除斥期間） <u>利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> 2 <u>未支払の利益配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p>第 39 条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末の配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u> 2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 40 条（中間配当の基準日） <u>当社は、取締役会の決議によって毎年 8 月末日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 41 条（配当財産の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2 <u>未交付の配当財産には利息をつけない。</u></p>
---	--

3. 日程

平成 18 年 5 月 26 日

以上